



静岡県ボート協会

静岡県ボート競技の
育成・普及・強化の為に、
是非、賛助会員に加盟して頂きますよう
宜しくお願い申し上げます。
年会費：1口 5,000円～
詳細は下記をご覧ください。



静岡県ボート協会 令和5年度（2023年度）賛助会員募集のお願い

拝啓 貴殿におかれましては益々御健勝のこととお慶び申し上げます。
日頃より静岡のボートに御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、池谷邦行氏の後を受け、第10代静岡県ボート協会会長に就任しました。どうぞよろしくお願いたします。
当協会の主な活動は以下のように多岐に渡っております。

全国高等学校選抜ボート大会の主管
県内競漕会の主催
国民体育大会への静岡県選抜チームの派遣
地域クラブと連携しての普及
指導者養成、審判員養成
安全講習会の開催
等々

なかでも、近年の国民体育大会の結果は、目を瞠るものがあります。
これも、賛助会員の皆さまの御支援の賜物と厚く御礼申し上げます。
これからも、一つひとつの活動を丁寧に行いながら、静岡のボートの輪・和を大きく広げていきたいと考えております。
つきましては、本年も賛助会員の御協力を何卒宜しくお願い申し上げます。

敬具

令和5年4月
静岡県ボート協会
会長 林 邦之

資料①

静岡県ボート協会規約抜粋

第2章 目的及び事業

【目的】

第3条 本協会は静岡県内のボート活動の普及発達をはかるをもって目的とする。

第4条 本協会は(社)日本ボート協会に対して静岡県を代表するものとする。

【事業】

第5条 本協会はその目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 静岡県内における競漕会
- 2 静岡県代表選手の育成・選定・派遣
- 3 ボートに関する調査・研究並びに指導
- 4 競技者規定による選手資格の決定
- 5 静岡県内のボートの普及活動
- 6 その他目的達成に必要な事項

資料②

賛助会員規定

第1条 この規定は静岡県ボート協会（以下「本会」という）規約第33条の規定に基づく賛助会員に関することを定める。

第2条 賛助会員とは、本会の趣旨に賛同して入会した法人会員と個人会員をいう。

第3条 第2条による本会の趣旨とは本会規約第3・4・5条の目的及び事業を主とする他、本会競漕水域における地域活性化も添える。

第4条 賛助会員は、次の事項を受けることができる。

- (1) 本会主催の主要競漕会への招待
- (2) 本会主催の講演会・懇親会等の参加資格
- (3) 本会年間活動関連品の配布
- (4) 本会活動に対する意見受理

第5条 賛助会員の資格は1年間毎（4月1日～3月31日）とする。

第6条 賛助会員の会費は、次のとおりとする。

- (1) 法人会員 1口 年額 1万円 注)2口以上でも可
- (2) 個人会員 1口 年額 5千円 注)2口以上でも可

第6条2項及び第7条の削除

附則 この規定は平成28年4月3日より施行する。

この規定は令和4年3月27日より改定する。

・ 振替口座 ゆうちょ銀行 浜松東
振替口座No 00800-7-72178 口座名 静岡県ボート協会
※ 振替料金のご負担をいただきます。(令和4年1月～より:ゆうちょ銀行制度変更により)

・ 連絡先 TEL:090-7951-0778 FAX:053-441-7990 静岡県ボート協会 総務委員長 鈴木宏和